

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）要望事項（新設・拡充・延長）

（金融庁）

| | | | |
|---|--|-------------------------|-------------------|
| 制 度 名 | 特定目的会社の登録免許税（抵当権等）の特例措置の延長等 | | |
| 税 目 | 登録免許税 | | |
| 要 望 の 内 容 | <p>特定目的会社が、資産流動化計画に基づき指名金銭債権を取得した場合の抵当権又は質権の移転登記に係る登録免許税の軽減措置の延長及び適用要件の見直しを行うこと。</p> | | |
| | | 平年度の減収見込額 （制度自体の減収額） | — 百万円 （ — 百万円） |
| 新 設 ・ 拡 充 又 は 延 長 を 必 要 と す る 理 由 | <p>(1) 政策目的 証券化市場の厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力の強化を図ること。</p> <p>(2) 施策の必要性 特定目的会社は、その利益のほとんどすべてを投資家に分配することを前提としており、特定目的会社に課せられる登録免許税については、そのほとんどが投資家に転嫁されることになる。 このため、特定目的会社に課せられる登録免許税については、一般の事業会社と異なる軽減措置を設けることが合理的である。</p> | | |

| | | | |
|--|-------------|--|---|
| 今 回 の 要 望 に 関 連 す る 事 項 | 合 理 性 | 政策体系における政策目的の位置付け | Ⅲ－１－（１）多様な資金運用・調達機会の提供に向けた制度の整備・定着 |
| | | 政策の達成目標 | 証券化市場の厚みをもたせることにより、ファイナンスの多様化を図り、我が国金融・資本市場の競争力の強化を図ること。 |
| | | 租税特別措置の適用又は延長期間 | 適用期限の２年間延長を要望（平成２５年３月３１日まで）。 |
| | | 同上の期間中の達成目標 | （政策の達成目標と同じ） |
| | | 政策目標の達成状況 | 平成２１年の金銭債権等の証券化の実績は、約２．９兆円であり、平成１８年の約９．８兆円をピークに大幅に減少している。 |
| | 有 効 性 | 要望の措置の適用見込み | 特定目的会社を利用した金銭債権の証券化の促進が見込まれる。 |
| | | 要望の措置の効果見込み（手段としての有効性） | 金銭債権の証券化の促進により、証券化市場の早期回復等が期待できる。 |
| | 相 当 性 | 当該要望項目以外の税制上の支援措置 | 特定目的会社等による不動産取得に係る不動産取得税の軽減措置 （地方税法附則第１１条） |
| | | 予算上の措置等の要求内容及び金額 | なし |
| | | 上記の予算上の措置等と要望項目との関係 | なし |
| | 要望の措置の妥当性 | 昨今の経済情勢の影響を受け、我が国証券化市場においては、資金調達の悪化によりその実績が激減している現状にある。 金銭債権の証券化を促すことにより、証券化市場の早期回復等が期待できる。 | |

| | | |
|----------------------------|--|--|
| これまでの租税特別措置の適用実績と効果に関連する事項 | 租税特別措置の適用実績 | なし |
| | 租税特別措置の適用による効果（手段としての有効性） | 金銭債権の証券化を促すため、当該措置の延長及び適用要件の見直しを行う必要がある。 |
| | 前回要望時の達成目標 | 証券化市場の活性化を促し、我が国金融・資本市場の競争力の強化を図ること。 |
| | 前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由 | 資金調達環境の悪化により、我が国証券化市場が急速に縮小している。 |
| これまでの要望経緯 | 平成13年度要望（新設） 平成16年度要望（延長） 平成18年度要望（延長） 平成20年度要望（延長） 平成22年度要望（延長） | |